

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：34315

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530053

研究課題名(和文) 人権規範の一般国際法規範への影響とアジア諸国の対応

研究課題名(英文) Legal effects of norms of international human rights law on general rules of international law and attitudes of Asian States

研究代表者

薬師寺 公夫 (YAKUSHIJI, Kimio)

立命館大学・法務研究科・教授

研究者番号：50144613

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、国際人権法の規範が国家間の相互主義的権利義務を定める伝統的な一般国際法の構造にどのような影響を与え始めているかを国際司法裁判所の判例および人権実施機関の実行を素材として検討した。その結果、個人の権利の承認が国家責任や外交的保護に関する国家的性格の否定や人権規範の対世的性格の承認など伝統的国際法の規範構造に重要な変容を迫る実定法現象が生じていることが明らかになった。この動向に対するアジア諸国の対応は未だ受動的な対応にとどまっている。今後人権の主流化の下で国際法の構造がどのように転換するか、アジア諸国の役割も含めた総合的な検討が臨まれる。

研究成果の概要(英文)：This research made clear that, through LaGrand, Avena and Diallo decisions the ICJ had gradually (and impliedly) acknowledged that once the individual [or human] rights are to be recognized under international law, it is not a State's right but an individual's right that is to be remedied and the law on State responsibility as well as diplomatic protection should be changed accordingly taking into consideration the development of human rights norms in international law. Article 19 of the ILC's draft article on diplomatic protection is, though modest, one of the germ which shows the emergence of new positive rules of international law. This applies also the ICJ's recognition of obligation erga omnes character of the rule of auto dedere auto judicare in the Torture Convention. We should make more through research on the impact of norms of international human rights law on the rules and principles of general international law as a matter of positive law.

研究分野：国際法

 キーワード：国際人権規範 一般国際法の規則 国際司法裁判所判決 普遍的定期審査 国際人権規約 個人の権利
 アジア諸国と人権

1. 研究開始当初の背景

(1)第2次世界大戦後国際法の一分野として登場した国際人権法は、70年間に人権条約を通じて飛躍的に発達をとげた。国際人権法の規範は、国家間の相互主義的な権利義務を定めてきた従来的一般国際法の規則とは異なり、主に個人の権利(個人に対する国家の義務)を定めるため相互主義が作用しないため、他の国際法分野にはない特有の法規則を生み出してきた。研究代表者、研究分担者は国家責任法(国の義務の内容、被侵害法益、対世的義務など)および条約法(留保規則、解釈規則など)の分野を素材に一般国際法規則とは異なる国際人権法の特殊性に関する研究を進めてきた。しかし近年、逆に国際人権法規範が一般国際法の諸原則の形成と適用に対して、少なからぬ影響を与え初め、その一部は国際法の構造にも影響が及び始めているのではないかと考えるに至った。そこで国際人権法の規範が一般国際法の構造転換に結びつくか否かを本格的に検討する端緒として、実定法上の人権規範の一般国際法規範への影響について研究することにした。

(2)国際人権規範は主要には欧米諸国に起源を有するため従来アジア諸国は国際人権規範に対しては必ずしも積極的ではなかった。しかし人権規範の普遍性と地域的特殊性さらに人権規範の一般国際法への影響を検討するには、副次的ではあるがアジア諸国の動向を無視できないし、アジアからの発信が不可欠である。そこで本研究では可能な限りアジア諸国の実行にも留意することにした。

2. 研究の目的

本研究は、国際法における個人の保護、特に国際人権法規範の発達、国家の相互主義的権利義務を中心に構成された国際法の規範構造に、どのようなインパクトを現に与えてきており、これから与える可能性を有しているのかを検討することを目的とした。そのために、「本研究は、(1)国際人権法の規範(個々の条約に現われた規則の特徴又は国際人権法に共通の規範論理)が特に国際司法裁判所の一般国際法の規範論理構造に対する理解の仕方に特徴的に影響を与えている分野を抽出して、その特徴を検討する、(2)その際に、そうしたインパクトを含めて、アジア諸国特に東アジア諸国の国際人権法に対する対応の仕方を、国連理事会の下での普遍的定期審査(UPR)および国際人権規約に対するこれらの諸国の対応を素材として分析することを、研究の重点目標においた。研究の推進に当たっては、特に国際法協会(ILA)の国際人権委員会(International Human Rights Committee)での研究動向にも注意を払うこととした。

3. 研究の方法

(1)上記の研究目的が、人権規範の一般国際法の規範論理構造転換へのインパクトというより総合的・体系的な研究を進める上での手がかりとなる特徴的な法現象に焦点をあてたコンパクトな研究を目的としたことから、研究体制は、国際人権法の研究とともに、国家責任法および条約法を検討対象とし、世界人権問題研究会で定期的に研究交流している、薬師寺公夫(研究代表者)と坂元茂樹(研究分担者)の2名による研究とした。研究方法は、主要には資料・文献研究を採用した。人権規範の一般国際法規範への影響については主要には国際司法裁判所(ICJ)の判決と国際法委員会(ILC)の法典化作業ならびに関連するその他の国際裁判所及び国内裁判所の判決を検討対象にした第1次資料(判決やILCのドキュメント等)および関連文献の分析と考察を、他方国際人権規範に対するアジア諸国の対応については、主要には上記UPRに関係するアジア諸国の人権理事会における検討状況を記した国連文書ならびに国際人権規約を中心とする国家報告及び必要に応じて個人通報に係る国連文書の分析と考察を主要な研究方法とし、成果を適宜まとめて発表するという方法を採用した。後者については日本における人権規範の国内裁判所における受容およびその在り方についても検討し、適宜論文にして発表した。

(2)研究の途中経過、他の研究者による意見やアドバイス、国際的な意見やアドバイスおよび対外的発信をはかるために、研究代表者および研究分担者は、定期的に会合して研究状況を確認するとともに、世界人権問題研究会第1部会(国際人権)、国際法研究会、国際人権法学会の場を通じて、研究の途中経過または研究成果を報告して、他の研究者の意見を交流した。国際的には、2012年7月24日にミュンヘン大学で開催されたミュンヘン大学・ソウル大学・立命館大学合同ゼミナー(Social Dimension of International Law)への研究代表者が参加報告するとともに、2013年6月22日には明治大学駿河台キャンパスを会場に借りて、ニューヨーク大学フィリップ・オールストン教授、ASEAN政府間人権委員会インドネシア代表ラフェンディ・ジャミン氏に薬師寺公夫、坂元茂樹の4人が報告者となった「一般国際法秩序への人権のインパクト アジアの視座」を開催した。また同年9月には日本で開催された万国国際法学会日本大会に出席したゲオルグ・レス教授(元欧州人権裁判所判事)を立命館大学に招いて、人権規範の国家責任法への影響に関する欧州人権裁判所の経験についてインタビューを行なった。当初の研究計画では、平成24年度から平成26年度の3カ年の研究計画であったが、研究成果と国際的発信および国際法協会国際人権委員会の作業場虚も踏

まえて平成 27 年度への補助事業延長を申請し認められた。これを受けて研究代表者は、平成 27 年度に国際法協会人権委員会が企画している書籍に掲載する本研究成果の論文を提出し、その概要を 2016 年アメリカン大学ロースクールとのシンポジウムで発表した。

4. 研究成果

(1) 4 年間の研究を通じて、主要なものとして下記 5 記載の計 10 件の雑誌論文、計 9 件の学会発表(内 3 件は国際的シンポジウム)、関連し産物ではあるが計 7 件の図書を公表することができた。詳細は、これらの成果物に記載されたとおりであるが、以下簡潔に研究成果の特徴点を示しておきたい。

本研究の目的の一つは、国際人権法の規範が一般国際法の規範論理に対して影響を与えていることが顕著な分野を抽出して、国際人権規範が一般国際法の規範論理構造にある種の構造転換を迫るような状況が生じているのかを検討することであった。この点では、特に外交的保護権と国家責任に関する領域、主権免除に関する領域、ならびに、重大な人権侵害に対する処罰義務に関連して、主に国際司法裁判所の人権規範および個人の権利に関する判例の動向を検討した。その結果、ラグラン、アヴェナ、ディアロの各事件を通じて、国家間の権利義務とは別に国家が個人に対して負う義務(個人の酷さ法上の権利および人権)が固有の国際人権条約の範囲を超えて認定される傾向が生じており、ICJ における個人の権利の公認は、必然的に、個人の権利の侵害に適合する国家責任法上の法的効果として、国家に対する賠償に止まらず権利保有者が被った被害に適合した個人に対する賠償形態を認定せざるをえない状況を生み出しており、同時に伝統的な外交的保護権の国家的性格についても影響を与えつつある萌芽的現象が出てきていること、また人権の重大な違反は、民事裁判権からの主権免除規則については実定法規則を変容させるには至っていないが(主権免除事件判決)、刑事裁判権からの免除については引き続き ILC で議論があること、拷問禁止条約や強制失踪条約ではその対世的性格が実定法上も確認され、従来理論レベルに議論されていた国際公序概念が実定法として承認され始めていることなど、萌芽的な動向を確認することができた。これらの成果は、

の論文に発表されているが、この後続論文、さらに学科発表を原稿にした論文が国際法協会人権委員会が出版予定の書籍の原稿として提出されている。

(2) 本研究のもう一つの目的である、アジア諸国特に東アジア諸国の国際人権法に対する対応の仕方の検討についても、世界人権

問題研究会での研究と連携しながら、相当数のアジア諸国の人権状況について知見を重ね、主に普遍的定期審査(UPR)に関するアジア諸国の態度を他の諸国とそれと対比する形で一定の研究成果にまとめることができた。下記の雑誌論文の、

はそうした成果の一部である。アジア諸国は、政治制度、社会経済制度、宗教、文化が多様であり、欧米的な人権概念(特に自由権に対する対応)の普遍性に対してはなお警戒的で、反対に発展の権利、人権保障のインフラ構築、内政不干渉を基本に置いた漸進的人権促進で足並みをそろえる傾向がなお顕著である。したがって、個人の権利や人権を軸とした一般国際法の規範論理構造の転換についても特に顕著な対応は示していない。

(3) 国際人権規範が、一般国際法の規範構造全体に与える影響は、即時的な現象と言うよりも紆余曲折を抱えながら、徐々に思考していくものと思われる、その全体像は、国際刑事法の発展も含めて総合的に、また国際的な規模で体系的に進めて行く必要があることが、今回の端緒的な研究でも明らかになった。オールストン教授を招いたシンポジウムでも、人権規範の一般国際法規範への影響をより深く検討することが今後の課題として残されていることが明らかになったといえ、今後更に総合的な研究を追求したい。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 10 件)

Kimio Yakushiji, Responsabilidad de los Estados por la conducta de actores no estatales causantes de desapariciones forzadas, María Casado y Juan José López Ortega (coords.) Desapariciones forzadas de niños en Europa y Latinoamérica: De convenio de la ONU a las búsquedas a través del ADN (Universitat de Barcelona Publicacions i Edicions), 査読有, Vol.1, 2015, pp.87-116.

薬師寺 公夫、拷問禁止条約における容疑者所在地国の義務に関する覚書、柳井俊二・村瀬信也編、小松一郎追悼論文集「国際法の実践」(新山社)、査読なし、1 巻、2015 年、371 - 405 頁。

薬師寺 公夫、グローバル化と国際人権国連の人権保障制度における国際機関と国家、国際問題、査読有、2015 年 6 月号(642 号)、2015 年、37 - 51 頁。

薬師寺 公夫、国際司法裁判所における個人の権利の認定とその法的効果に関する覚

書(1)、立命館法学第355号(2014年第3号)、
査読なし、2014年、294-323頁。

坂元 茂樹、「平和に対する権利宣言案」
の作業が示す諮問委員会の課題、国際人権、
査読なし、第25号、2014年、84-89頁。

Shigeki Sakamoto, The Universal
Periodic Reviews: Between The Ideal and the
Reality,
世界人権センター研究紀要、査読なし、19号、
2014年、pp. 15-39.

薬師寺 公夫、強制失踪条約における非国
家主体の人権侵害行為と締約国の責任、薬師
寺公夫・坂元茂樹編、普遍的国際社会への法
の挑戦(信山社) 査読なし、1巻、2013年3
月、497-563頁。

坂元 茂樹、普遍的定期審査の理想と現実、
薬師寺公夫・坂元茂樹編、普遍的国際社会へ
の法の挑戦(信山社) 査読なし、1巻、2013
年、5-32頁。

坂元 茂樹、人権理事会諮問委員会の最近
の活動「平和に対する権利宣言草案」を中
心に、国際人権、査読なし、第24号、2013
年、118-125。

薬師寺 公夫、国際人権法から見た憲法規
範の「限界」と可能性、法律時報、査読なし、
84巻5号、2012年、17-24頁。

[学会発表](計9件)

Kimio Yakushiji, Content of the
international responsibility of a State
for its violation of individual rights
recognized under international law and
invocation of the responsibility of the
State by another State: LaGrand and after,
Joint Symposium between American
University, School of Law and Ritsumeikan
University, School of Law, 12 February
2016, American University (Washington
D.C., USA)

薬師寺 公夫、強制失踪委員会において提
起されている若干の論点、2015年11月29日、
世界人権問題研究センター2016年度第7回研
究会、中央大学(東京都、新宿区)

坂元 茂樹、国際人道法と国際人権法の関
係 ハッサン対英国事件(欧州人権裁判所)
を手がかりに、世界人権問題研究センター
第7回研究会、2015年11月29日、中央大学
(東京都、新宿区)

薬師寺 公夫、強制失踪委員会の活動の状
況、国際人権法学会、2015年11月22日、大

阪産業大学(大阪府・大東市)

Yakushiji Kimio, Compensation for
Nuclear Damage due to Fukushima Nuclear
Power Stations: Relevant Japanese Law and
the Convention on Supplementary
Compensation for Nuclear Damage (CSC),
Joint Symposium on Social Dimension of
International Law held by Munich, Seoul
and Ritsumeikan Universities, 24 July 2013,
Munich University (Munich, Germany)

薬師寺 公夫、普遍的定期審査(日本)、
世界人権問題研究センター研究会、2013年6
月30日、世界人権問題研究センター会議室
(京都府、京都市)

薬師寺 公夫、Individual [Human] Rights
and Diplomatic Protection: One aspect of
impact of human rights on customary
international law, セミナー「一般国際法
秩序への人権のインパクトーアジアの視座」、
2013年6月22日、明治大学(東京都、千代
田区)

坂元 茂樹、The UPR: Between the Ideal
and the reality, セミナー「一般国際法秩
序への人権のインパクトーアジアの視座」、
2013年6月22日、明治大学(東京都、千代
田区)

坂元 茂樹、普遍的定期審査(バーレン)、
世界人権問題研究センター研究会、2013年4
月28日、世界人権問題研究センター会議室
(京都府、京都市)

[図書](計7件)

薬師寺公夫、坂元茂樹 他、東信堂、ベー
シック条約集 2016年版、2016年、1320頁(315
- 536、745 - 771、883 - 1021)

薬師寺公夫、坂元茂樹 他、東信堂、ベー
シック条約集 2015年版、2015年、1296頁(316
- 532、744 - 770、882 - 1005)

薬師寺公夫、坂元茂樹 他、東信堂、ベー
シック条約集 2014年版、2014年、1296頁(310
- 332、731 - 757、905 - 981)

松井芳郎、薬師寺公夫、坂元茂樹 他、東
信堂、国際環境条約資料集、2014年、845頁
(537 - 578、609 - 721)

薬師寺公夫、坂元茂樹 他、東信堂、ベー
シック条約集 2013年版、2013年、1320頁(315
- 337、745 - 771、924 - 1021)

坂元茂樹、薬師寺公夫 他、新山社、普遍
的国際社会への法の挑戦、2013年、866頁(5
- 32、497 - 563)

6. 研究組織
(1) 研究代表者

薬師寺 公夫 (YAKUSHIJI, KIMIO)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号：5 0 1 4 4 6 1 3

(2)研究分担者

坂元 茂樹 (SAKAMOTO, SHIGEKI)
同志社大学・法学部・教授
研究者番号：2 0 1 1 7 5 7 6